# NPO法人YASUほほえみクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Y A S U ほほえみクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県 野洲市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日常生活のなかで自発的にスポーツを楽しみ、健全な心身の育成を図ろうとする会員及び住民に対して、生涯スポーツの振興と文化に関する事業を行い、人々が健やかに暮らせるまちづくり、ひとづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
  - (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (2) 子どもの健全育成を図る活動
  - (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る 活動
  - (4) まちづくりの推進を図る活動
  - (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の 運営又は活動に関する連絡、助言 又は援助の活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 特定非営利活動に係る事業
    - ① 各種スポーツサークルの設置、

スポーツスクールの開催

- ② 各種スポーツ大会・スポーツイ ベントの開催
- ③ 健康体力相談事業、体力測定の 実施
- 4) スポーツに関する情報の提供
- ⑤ 指導者・スタッフ育成研修会の 開催
- ⑥ 体育事業の受託及び体育施設の管理受託
- ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
  - ① 物品販売事業
  - ② 福利厚生事業
  - ③ 文化教養事業
  - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第 2 号に掲げる事業は、 同項第 1 号に掲げる事業に支障 がない限り行うものとし、収益を 生じた場合は、同項第 1 号に掲げ る事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、 運営会員をもって特定非営利活動促進 法(以下「法」という。)上の社員とす る。
  - (1) 運営会員 この法人の目的に賛同 し、この法人の活動及び事業を推 進する個人及び団体
  - (2) 活動会員 この法人の目的に賛同 し、この法人の活動に参加する個 人、家族及び団体
  - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同 し、この法人の活動を援助する個 人、企業及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を 定めない。
  - 2 会員として入会しようとする ものは、代表が別に定める入会 申込書により、代表に申し込む ものとし、代表は、正当な理由 がない限り、入会を認めなけれ ばならない。
  - 3 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入 会金及び会費を納入しなければなら ない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
  - (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を 代表に提出して、任意に退会するこ とができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに 至ったときは、総会の議決により、こ れを除名することができる。この場合、 その会員に対し、議決の前に弁明の機 会を与えなければならない。
  - (1) この定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠 出金品は、原則として返還しない。

第4章 役員、顧問及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
  - (1) 運営委員 10人以上20人以 内
  - (2) 監事 2人
  - 2 運営委員のうち、1 人を代表 とし、副代表を1人、クラブ マネジャー1人、サブマネジ ャーを若干名置くことができ る。
  - 3 前2号の規定による運営委員 は、これをもって特定非営利活動 促進法上の理事とする。
  - 4 この法人に、顧問を置くこと ができる。

(選任等)

- 第14条 運営委員及び監事は、総会において 選任する。
  - 2 代表、副代表、クラブマネジャー、 サブマネジャーは、運営委員の互選と する。
  - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 4 監事は、運営委員又はこの法人の職員を兼ねることができない。
  - 5 顧問は、運営委員会の議決を経て代 表が委嘱する。

(職務)

- 第15条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。
  - 2 代表以外の運営委員(理事)は、法 人の業務について、この法人を代表 しない。
  - 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事 故あるとき又は代表が欠けたときは、 その職務を代行する。
  - 4 運営委員は、運営委員会を構成し、 この定款の定め及び運営委員会の議 決に基づき、この法人の業務を執行 する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 運営委員の業務執行の状況又は この法人の財産の状況について、 運営委員に意見を述べ、若しくは 運営委員会の招集を請求すること。
  - 6 顧問は、代表及び運営委員会の諮問に応ずる。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、 再任を妨げない。
  - 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任 した役員の任期は、それぞれの前任者

又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 運営委員又は監事のうち、その定数 の3分の1を超える者が欠けたときは、 遅滞なくこれを補充しなければなら ない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに 至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、 その役員に対し、議決する前に弁明の 機会を与えなければならない。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員と してふさわしくない行為があった とき。

(報酬等)

- **第19条** 役員は、その総数の3分の1以下の 範囲内で報酬を受けることができ る。
  - 2 役員には、その職務を執行するため に要した費用を弁償することができ る。
  - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の 議決を経て、代表が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、クラブマネジャーを事務局長とする。サブマネジャーは事務局長を補佐する。
  - 2 職員は代表が任免する。
  - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、運営委員会の議決を経て代表が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨 時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、運営会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び活動予算
  - (5) 事業報告及び活動決算
  - (6) 役員の選任又は解任、職務及び 報酬
  - (7) 会員の種類、入会金及び会費の 額
  - (8) 借入金(その事業年度内の収益 をもって償還する短期借入金を除 く。第 50 条において同じ)その他 新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
  - 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - (2) 運営会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
    - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。
  - 2 代表は、第24条第2項第1号及び 第2号の規定による請求があったと きは、その日から30日以内に臨時総

会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、 場所、目的及び審議事項を記載した 書面、電磁的方法又はファクシミリ をもって、少なくとも 5 日前までに 通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、 出席した運営会員の中から選出す る。

(定足数)

第27条 総会は、運営会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第 25 条 第 3 項の規定によってあらかじめ通知 した事項とする。ただし、議事が緊急 を要するもので、出席した運営会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、 この限りではない。
  - 2 総会の議事は、この定款に規定する もののほか、出席した運営会員の過半 数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
  - 3 運営委員又は運営会員が総会の目 的である事項について提案した場合 において、運営会員の全員が書面によ り同意の意思表示をしたときは、当該 提案を可決する旨の総会の議決があ ったものとみなす。
  - (注)総会には定期総会と臨時総会の2 つがあったのですが、書面ですべての 運営会員の同意を得た場合、総会と同 じ効力がある事を明記しました。

(表決権等)

- 第29条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。
  - 2 やむを得ない理由のため総会に出 席できない運営会員は、あらかじめ通 知された事項について書面、電磁的方

法又はファクシミリをもって表決し、 又は他の運営会員を代理人として表 決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した運営会 員は、第27条、第28条第2項、第30 条第1項第2号及び第51条の適用に ついては、総会に出席したものとみな す。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

## (議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を 記載した議事録を作成しなければ ならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 運営会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、運営会員 全員が書面により同意の意思表示を したことにより、総会の議決があった とみなされた場合においては、次の事 項を記載した議事録を作成しなけれ ばならない。
  - (1) 総会があったものとみなされた 事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏 名又は名称
  - (3) 総会の議決があったものとみな された日

- (4)議事録の作成に係る職務を行っ た者の氏名
- (注)第28条による議事録作成を義務 付けた

#### 第6章 運営委員会

(構成)

第31条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(権能)

- 第32条 運営委員会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 事業計画及び活動予算の変更
  - (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (4) 事務局の組織及び運営に関する 事項
  - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条 運営委員会は、次の各号の一に該当 する場合に開催する。
  - (1) 代表が必要と認めたとき。
  - (2) 運営委員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 運営委員会は、代表が招集する。

- 2 代表は、第 33 条第 2 号及び第 3 号 の規定による請求があったときは、そ の日から 14 日以内に運営委員会を招 集しなければならない。
- 3 運営委員会を招集するときは、会議 の日時、場所、目的及び審議事項を記 載した書面、電磁的方法又はファクシ ミリをもって、少なくとも5日前まで

に通知しなければならない。

(議長)

第35条 運営委員会の議長は、代表もしくは 代表が指名した者がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 運営委員会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじ め通知した事項とする。ただし、議事 が緊急を要するもので、出席した運営 委員の3分の2以上の同意があった場 合は、この限りではない。
  - 2 運営委員会の議事は、出席した運営 委員の過半数をもって決し、可否同数 のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各運営委員の表決権は、平等なるものとする。
  - 2 やむを得ない理由のため運営委員 会に出席できない運営委員は、あらか じめ通知された事項について書面、電 磁的方法又はファクシミリをもって 表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した運営委員は、第38条第1項第2号の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。
  - 4 運営委員会の議決について、特別の 利害関係を有する運営委員は、その議 事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 運営委員会の議事については、次の 事項を記載した議事録を作成しな ければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事

項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表が管理し、 その方法は、運営委員会の議決を経て、 代表が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号 に掲げる原則に従って行うものと する。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴 う活動予算は、代表が作成し、総会の 議決を経なければならない。

(暫定予算)

**第45条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないと

きは、代表は、運営委員会の議決を経 て、予算成立の日まで前事業年度の予 算に準じ収益費用を講じることがで きる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した 予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第46条 予算超過又は予算外の費用に充て るため、予算中に予備費を設けるこ とができる。
  - 2 予備費を使用するときは、運営委員会の議決を経なければならない。

(事業又は予算の追加及び更正)

- 第47条 予算議決後にやむを得ない事由が 生じたときは、運営委員会の議決を経 て、既定予算の追加又は更正をするこ とができる。ただし、軽微な追加又は 更正に限る。
  - 2 前項の既定予算の追加又は更正を した場合は、総会において報告し、 承認を得るものとする。

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、 貸借対照表及び財産目録等の決算に 関する書類は、毎事業年度終了後、速 やかに、代表が作成し、監事の監査を 受け、総会の議決を経なければならな い。
  - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

- 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
  - (1) 主たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
  - (2) 資産に関する事項
  - (3) 公告の方法

(解散)

- **第52条** この法人は、次に掲げる事由により 解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係 る事業の成功の不能
  - (3) 運営会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消
  - 2 前項第 1 号の事由によりこの法人 が解散するときは、運営会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならな い。
  - 3 第1項第2号の事由により解散する ときは、所轄庁の認定を得なければ ならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。) したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、野洲市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細 則は、運営委員会の議決を経て、代 表がこれを定める。 附則

- 1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表	山本	勇作	副代表	正木	繁雄
クラブマネジャー	外田	順一	サブマネジャー	駒井	朔男
サブマネジャー	苗村	弘夫	同	林 憲一	
運営委員	岩井	孝子	運営委員	澤口	純夫
同	瀬古	靖	同	髙木	正二郎
同	田中	勇	同	中川	靖
同	中島	キヨ子	同	西村	秀継
監 事	立入	甚之助	同	山本	きよ子

3. この法人の設立当初の顧問は、次に掲げるものとする。

顧問

- 4. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 5 月末日までとする
- 5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の 定めるところによるものとする。
- 6. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 7. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - ①運営会員 入会金 1,000円、年会費(一般) 6,000円

" 〔後期〕4,000円

年会費 (シニア) 5,300円

**"** 〔後期〕3,300円

家族会員で希望する者(会費別途)

②活動会員 入会金 1,000円、年会費(一般) 6,000円

**"** 〔後期〕4,000円

年会費 (シニア) 5.300円

**"** 〔後期〕3,300円

年会費 (ジュニア) 3,000円

**"** 〔後期〕2,000円

年会費 (家族) 10,000円

③賛助会員 個人 1口 2,000円 法人 1口 3,000円

<会員区分>

ジュニア……中学生 (15歳) 未満, 一般……15歳以上 59歳未満, シニア……60歳以上

- 8. 本法人の設立により、任意団体YASUほほえみクラブの事業、会員、財産および職員はこの法人に継承する。
- 9. 任意団体 Y A S U ほほえみクラブの事務局職員及び給与等の規定は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。